

一般電気事業供給約款料金審査要領の一部を改正する通達案新旧対照条文

○一般電気事業供給約款料金審査要領（平成 2 4 ・ 0 3 ・ 3 0 資庁第 1 1 号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
一般電気事業供給約款料金審査要領 平成 2 5 年 月 日 資源エネルギー庁 <目次> 第 1 章 総則 第 2 章 「原価等の算定」に関する審査 第 1 節 基本的考え方 第 2 節 営業費 第 3 節 事業報酬 第 4 節 控除項目 第 5 節 比較査定 第 3 ～ 5 章 （略） 平成 2 5 年 月 日 資源エネルギー庁 一般電気事業供給約款料金審査要領 第 1 章 （略） 第 2 章 「原価等の算定」に関する審査 （略） 第 1 節 基本的考え方 1. 電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、 普及開発関係費（公益的な目的から行う情報提供に係るものを除く。）、寄付金及び団体費は原価算入を認めない。ただし、合理的	一般電気事業供給約款料金審査要領 平成 2 4 年 3 月 3 0 日 資源エネルギー庁 <目次> 第 1 章 総則 第 2 章 「原価等の算定」に関する審査 （新設） 第 1 節 営業費 第 2 節 事業報酬 第 3 節 控除項目 第 4 節 比較査定 第 3 ～ 5 章 （略） 平成 2 4 年 3 月 3 0 日 資源エネルギー庁 一般電気事業供給約款料金審査要領 第 1 章 （略） 第 2 章 「原価等の算定」に関する審査 （略） （新設）

な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。また、電気の供給にとって優先度が低いものや、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）については、原価算入を認めない。これらは、申請された原価に含まれる費用のうち、法令に基づき経済産業大臣がその費用の内訳に係る資料の提出を受けているもの（法第22条第1項の規定に基づき一般電気事業者等が届け出た料金その他の供給条件に係る購入電力料等）についても適用する。

2. 契約及び法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものについては、事実関係や算定方法を確認する。

3. 資材調達や工事・委託事業等に係る費用であって、申請後に契約を締結し、又は契約締結に係る交渉を行うものについては、削減を求めることが困難であるものを除き、これまでの入札の実施等による効率化努力の実績や他の事業者の効率化努力との比較を行いつつ査定を行う。

4. 申請事業者の関係会社との取引に係る費用のうち、一般管理費等については、削減を求めることが困難であるものを除き、出資比率等を勘案し、申請事業者に求める効率化努力の水準と比較しつつ査定を行う。

5. 従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの（相談役及び顧問等）に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設（社宅・寮等であって、電気事業を遂行するために必要と認められるものを除く。）に係る費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、原価算入を認めない。

第2節 営業費

算定規則第3条に基づいて申請事業者が算定した営業費については、営業費項目ごとに、料金認可時に原価として認めることが適当であるか否か、また、申請事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かにつき、前節の基本的考え方及び「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書（平成24年3月）」で提示された料金認可時の査定方針を踏まえ、次のとおり審査するものとする。

第1節 営業費

算定規則第3条に基づいて申請事業者が算定した営業費については、営業費項目ごとに、料金認可時に原価として認めることが適当であるか否か、また、申請事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かにつき、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書（平成24年3月）」で提示された料金認可時の査定方針を踏まえ、次のとおり審査するものとする。

1. 人件費

- (1) 役員数については、最大限の効率化努力を前提に、業務執行上必要不可欠なものとなっているかを確認する。
- (2) 役員給与のうち、社内役員の給与については、国家公務員の指定職の給与水準の平均（事務次官、外局長、内部部局長等の平均）と比較しつつ査定を行う。
- (3) 給料手当のうち、従業員1人当たりの年間給与水準（基準賃金、諸給与金等）については、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、水道事業及び鉄道事業の平均値と比較しつつ査定を行う。その際、地域間の賃金水準の差については、地域の物価水準を踏まえ、消費者物価指数、人事院の「国家公務員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づく地域別の民間給与との較差」、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」等を参考に判断する。
- (4) 申請事業者から関係会社又は団体等への出向者に係る給料手当については、電気事業の遂行に必要かつ有効であると認められるものに限り原価への算入を認める。
- (5) 退職給与金については、人事院の「民間の企業年金及び退職金等の調査結果」及び中央労働委員会の「賃金事情等総合調査」における労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする。また、従業員の年金資産の期待運用収益率については、過去の申請事業者の期待運用収益率や他の事業者の期待運用収益率を踏まえ査定を行う。
- (6) 法定厚生費については、健康保険料の事業主負担割合の法定下限が50%であることを踏まえ、単一・連合やガス事業及び水道事業等における健康保険組合の事業主負担割合を勘案しつつ査定を行う。
- (7) 一般厚生費については、労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする。ただし、持株奨励金については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。
- (8) 委託検針費、委託集金費、雑給等については、業務内容を踏ま

1. 人件費（基準賃金及び賞与等）については、「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、鉄道事業等類似の公益企業の平均値とも比較しつつ査定を行う。その際、地域間の賃金水準の差についても考慮する。役員給与や福利厚生費についても、同様の考え方を適用する。

え、他の事業者に係るこれらの費用と比較しつつ査定を行う。

(9) 地方議員兼務者の電気事業に従事していない時間に係る給与については、原価への算入を認めない。

2. 燃料費、購入電力料については、原価算定期間内に契約が満了するものについては、他の事業者の取組状況や市場の状況を踏まえ、燃料においては共同調達の実施等、購入電力料においては卸電力取引所からの調達や入札等の努力を求め、その取組によって実現可能な効率化を反映する等、個別に可能な限り効率化努力を評価する。
3. 修繕費については、事業者各社一律に設定するのではなく、各社ごとに、過去実績を元にした基準（帳簿原価に占める修繕費の割合である修繕費率等）等をメルクマールとして設定する。その際、修繕費率の算定期間は一定の長期間とすることとし、直近5年間の基本とする。査定時には、効率化努力と併せて、今後想定される投資の増加に対する事業者の取組を個別に考慮する。なお、災害等復旧に係る修繕費については、直近10年間から年間の災害等復旧に係る修繕費が最大の年及び最小の年を除いた8年間の実績平均値を基本とする。
4. 設備関係費（減価償却費、固定資産除却費）については、経営効率化を評価するに当たっては、事業者一律の基準を設けることなく、個別に査定を行う。設備の調達等に当たり、複数の調達先があるものについては、入札等を行うことを原則とし、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものについては、例えば、一定の基準等で原価を査定する。火力発電所を新設・増設・リプレースする場合に入札を行わずに自社で建設する場合には、入札された場合に想定される価格低減効果等を基準に査定する。また、固定資産除却費のうち、除却損については、除却物品の帳簿原価等から当該除却物品の適正な売却価額の見積額を控除することを前提に原価への算入を認める。個別査定を行うことに伴い、第5節に定める比較査定の対象から外す。
5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から個別査定を行う項目を可能な限り拡大する。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、

2. 燃料費、購入電力料については、原価算定期間内に契約が満了するものについて、燃料においては共同調達の実施等、購入電力料においては卸電力取引所からの調達や入札等の努力を求め、その取組によって実現可能な効率化を反映する等、個別に可能な限り効率化努力を評価する。

3. 修繕費については、事業者各社一律に設定するのではなく、各社ごとに、過去実績を元にした基準（帳簿原価に占める修繕費の割合である修繕費率等）等をメルクマールとして設定する。査定時には、効率化努力と併せて、今後想定される投資の増加に対する事業者の取組を個別に考慮する。

4. 設備関係費（減価償却費、固定資産除却費）については、経営効率化を評価するに当たっては、事業者一律の基準を設けることなく、個別に査定を行う。設備の調達等に当たり、複数の調達先があるものについては、入札等を行うことを原則とし、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものについては、例えば、一定の基準等で原価を査定する。火力発電所を新設・増設・リプレースする場合に入札を行わずに自社で建設する場合には、入札された場合に想定される価格低減効果等を基準に査定する。個別査定を行うことに伴い、第4節に定める比較査定の対象から外す。

5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から個別査定を行う項目を可能な限り拡大する。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、

例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準、過去の類似事例の入札実績等を基準に査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

(1) 社宅・寮等の賃借料については、入居率や周辺物件の平均的賃料水準等を勘案し査定を行う。ただし、発電所や変電所の近隣にある社宅・寮等に係る賃借料については、合理的な理由がある場合には、これにかかわらず原価への算入を認める。

(2) 普及開発関係費については、インターネットやパンフレット等を利用した電気料金メニューの周知、需要家にとって電気の安全に関わる周知、電気予報等需給逼迫時の需要抑制要請といった公益的な目的から行う情報提供については、原価に算入することを認める。ただし、公益的な目的から行う情報提供であっても、販売促進としての側面が強いものに係る費用やイメージ広告に類似するものに係る費用については、原価算入を認めない。オール電化関連の費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。PR館等の費用については、販売促進に係る応分の費用については、原価算入を認めない。ただし、原価への算入を認めないとする費用であっても、合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。

(3) 寄付金については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。

(4) 団体費については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。

(5) 研究費における一括分担金のように、事業者間で販売電力収入等一定の比率により各社の負担額が定まるものについては、個別の研究内容を確認できず査定が行えない場合には、原価算入を認めない。

例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準、過去の類似事例の入札実績等を基準に査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

(1) 普及開発関係費については、インターネットやパンフレット等を利用した電気料金メニューの周知、需要家にとって電気の安全に関わる周知、電気予報等需給逼迫時の需要抑制要請といった公益的な目的から行う情報提供については、原価に算入することを認める。オール電化関連の費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。PR館等の費用については、販売促進に係る応分の費用については、原価算入を認めない。ただし、原価への算入を認めないとする費用であっても、合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。

(2) 寄付金については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。

(3) 団体費については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。

(4) 研究費における一括分担金のように、事業者間で販売電力収入等一定の比率により各社の負担額が定まるものについては、個別の研究内容を確認できず査定が行えない場合には、原価算入を認めない。

6. (略)
(削る)

第3節 事業報酬

算定規則第4条に基づいて申請事業者が算定した事業報酬については、第1節の基本的考え方を踏まえ、以下の観点から、適正性の審査を行うものとする。

1. レートベース

算定規則第4条第3項のそれぞれの項目の適正性を審査するものとする。具体的には、各項目の額が営業費の算定との関係において整合的であるか否か、特定投資において「電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められ」るか否か等につき審査するものとする。また、特定投資に計上した投資が配当を得られるものである場合には、その配当を原価から適切に控除しているかを確認するものとする。

供給設備については、デマンド・レスポンス（需給調整契約を含む）等を踏まえた需要見通しを前提にした設備に限定し、長期停止発電設備については、原価算定期間内に緊急時の即時対応性を有すること及び改良工事中などの将来の稼働の確実性等を踏まえてレートベースに算入する。

2. (略)

第4節 控除項目

算定規則第5条に基づいて申請事業者が算定した控除項目については、契約及び法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものについては、事実関係や算定方法を確認し、その項目ごとに、申請事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かにつき審査するものとする。

第5節 比較査定

6. (略)

7. その他電気にとって優先度の低いものや、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）については、原価算入を認めない。

第2節 事業報酬

算定規則第4条に基づいて申請事業者が算定した事業報酬については、以下の観点から、適正性の審査を行うものとする。

1. レートベース

算定規則第4条第3項のそれぞれの項目の適正性を審査するものとする。具体的には、各項目の額が営業費の算定との関係において整合的であるか否か、特定投資において「電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められ」るか否か等につき審査するものとする。

供給設備については、デマンド・レスポンス（需給調整契約を含む）等を踏まえた需要見通しを前提にした設備に限定し、長期停止発電設備については、原価算定期間内に緊急時の即時対応性を有すること及び改良工事中などの将来の稼働の確実性等を踏まえてレートベースに算入する。

2. (略)

第3節 控除項目

算定規則第5条に基づいて申請事業者が算定した控除項目については、その項目ごとに、申請事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かにつき審査するものとする。

第4節 比較査定

1. 申請事業者が申請した原価等について、第2節に定めるところにより、適正性を審査した上、申請事業者及び他の事業者が認可を受け又は届け出た原価等を勘案して経営効率化努力の度合いを相対比較することにより審査を行い、次章第1節から第3節に定める方法に基づき効率化努力目標額を算定するものとする。
2. (略)

第3章 効率化努力目標額の算定等

第1～2節 (略)

第3節 効率化努力目標額の算定

1. (略)
2. 申請事業者の効率化努力目標額は、申請事業者が申請した原価等について第2章第2節に定めるところにより、適正性を審査した上の個別補正後の一般経費（電源部門及び非電源部門）の部門ごとの額（他産業等との比較を行ったもの又は入札等を実施するもの又はトップランナー基準や入札見込額等に基づく個別査定を経たものについては除く。）に、上記で設定した査定率を乗じて算定した額の合計とする。

第4～5章 (略)

1. 申請事業者が申請した原価等について、第1節に定めるところにより、適正性を審査した上、申請事業者及び他の事業者が認可を受け又は届け出た原価等を勘案して経営効率化努力の度合いを相対比較することにより審査を行い、次章第1節から第3節に定める方法に基づき効率化努力目標額を算定するものとする。
2. (略)

第3章 効率化努力目標額の算定等

第1～2節 (略)

第3節 効率化努力目標額の算定

1. (略)
2. 申請事業者の効率化努力目標額は、申請事業者が申請した原価等について第2章第1節に定めるところにより、適正性を審査した上の個別補正後の一般経費（電源部門及び非電源部門）の部門ごとの額（他産業等との比較を行ったもの又は入札等を実施するもの又はトップランナー基準や入札見込額等に基づく個別査定を経たものについては除く。）に、上記で設定した査定率を乗じて算定した額の合計とする。

第4～5章 (略)